

一定規模未満等の集合住宅建設に関する指導方針

平成30年4月1日

(目的)

第1 この方針は、富士市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成4年富士市告示第101号）の適用とならない集合住宅を建設するにあたり、適正な指導をすることにより、良質な住環境の整備及び当該集合住宅の所在町内会（区）の良好なコミュニティの形成を誘導することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この指導方針において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるものとする。

(1) 集合住宅

長屋、共同住宅をいう。

(2) 一定規模未満等の集合住宅

開発許可、土地利用事業承認を要せず、かつ住戸数が6戸以上の集合住宅をいう。

(3) 事業者

集合住宅の建築主及び所有者並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合並びに集合住宅の賃貸、取引の媒介、管理その他住宅に関連した事業を業として行う者をいう。

(4) 管理者

建築物の管理責任を有する所有者若しくはその代表者又は管理を委託された者をいう。

(5) 関係者

関係各課及び町内会（区）の長等をいう。

(協議報告書の届出)

第3 富士市内において一定規模未満等の集合住宅の建設を計画する事業者（以下「事業者」という。）は、以下の項目について関係者と協議し、当該集合住宅の建築確認申請書を提出する前に、協議報告書（様式第1号）に案内図を添えて市長に提出するものとする。

ア 建築基準法関係、各種届出について（建築指導課）

イ 加入対象町内会（区）について（まちづくり課・町内会（区））

ウ ごみ集積所について（環境クリーンセンター・町内会（区））

エ 管理者掲示板について（土地対策課・町内会（区））

オ 緑化について（みどりの課）

カ 道路占用及び河川占用について（建設総務課・道路維持課・道路整備課・河川課・農政課）

キ 近接道路改修計画について（道路維持課・道路整備課・河川課・農政課）

ク 雨水排水計画について（道路維持課・道路整備課・河川課・農政課）

(管理者掲示板の掲示)

第4 事業者は、集合住宅の建築が完了するまでに、富士市開発許可運用及び技術基準第2章第7節に記載する管理者掲示板を、外部から容易に確認できる位置に掲示すること。